

茨木市身体障害者相談員等設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2に規定する知的障害者相談員及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第15条の規定に基づき本市において処理する大阪府精神障害者に係る相談業務の委託に関する規則（平成22年大阪府規則第27号）に規定する精神障害者相談員の業務等について、必要な事項を定めるものとする。

(相談員の委嘱)

第2 市長は、障害者福祉の増進に熱意を有し、地域の実情に精通している者のうち、本市から委託を受けた障害者相談支援事業所（第2及び第4において「障害者相談支援事業所」という。）に勤務し、当該障害者相談支援事業所の推薦を受けた相談支援専門員その他の相談支援業務に従事する者を身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員（以下「相談員」という。）として委嘱する。

(相談員の業務)

第3 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の自立及び更生援護について、相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。
- (2) 障害者の自立及び更生援護について、関係機関の業務に協力すること。
- (3) 障害者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図り、援護思想の普及に努めること。

(関係機関との連携)

第4 相談員は、その業務を行うに当たり、障害者相談支援事業所と緊密な連携を保たなければならない。

(相談員の任期)

第5 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の解職)

第6 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期途中であってもその職を解くことができる。

- (1) 職務を遂行することが困難であるとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に反したとき。
- (3) 相談員としてふさわしくない行為のあったとき。

(障害者相談員証の交付)

第7 市長は、相談員に対し、障害者相談員証(様式第1号)を交付するものとする。

2 相談員は、業務を行うに当たり常に障害者相談員証を携行しなければならない。

3 相談員は、その職を解かれたときは、障害者相談員証を直ちに市長に返還しなければならない。

(業務報告)

第8 相談員は、茨木市障害者相談員業務報告書(様式第2号)を年1回、市長に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第9 相談員は、常に人権尊重の視点を持って業務の遂行に当たり、業務上知り得た障害者又はその家族等の個人情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年10月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

様式第1号（第7関係）

（表）

障害者相談員証			
No. _____			
氏名 _____ （ 年 月 日生）			
上記の者は、茨木市身体障害者相談員・茨木市知的障害者相談員・茨木市精神障害者相談員であることを証明する。			
発行年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
茨木市長			印
（注意事項）			
1 業務を行うに当たっては、常に本証を携帯してください。			
2 業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を守ってください。			
3 この職を解かれたときは、直ちに本証を茨木市に返還してください。			

（裏）

業務内容	
1 障害者の自立及び更生援護について、相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。	
2 障害者の自立及び更生援護について、関係機関の業務に協力すること。	
3 障害者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図り、援護思想の普及に努めること。	

